

## Q&A 質問にお答えします。

### Q.1 年の中途中で転出した場合の個人市県民税の申告や納税は…?

私は令和5年2月10日に福岡市からA市に転出しました。令和5年度の個人の市県民税の申告はどちらの市にすればよいのですか?また、税金はどちらの市に納めなければならないのですか?

**A** 個人市県民税は、課税する年度の初日が属する年の1月1日現在の住所地の市町村が課税することになっています。

あなたの場合は、2月10日にA市に転出されたとのことですが、1月1日現在の住所は福岡市にありましたので、令和5年度の申告や納税は福岡市にしていただくことになります。

### Q.2 所得税の確定申告が不要な場合に、個人市県民税の申告は…?

**A** 所得税の確定申告が不要な場合であっても、下記のいずれかに該当する場合には個人市県民税申告書の提出が必要です。

- 給与または公的年金にかかる所得のみの方で医療費控除等の所得控除や寄附金税額控除等の税額控除を申告することで、個人市県民税の所得割額が軽減される場合
- 上記以外の方で前年中の合計所得金額が43万円を超える場合

### Q.3 年の中途中で死亡した父の個人市県民税は…?

私の父は令和5年4月に亡くなりましたが、父の令和5年度の個人市県民税は納めなければなりませんか?

**A** 個人市県民税は、課税する年度の初日が属する年の1月1日現在の住所地の市町村が、前年中(1月から12月まで)の所得に基づいて課税することになっていますので、年の途中の令和5年4月に亡くなった方にも課税されます。年の途中で納税義務者が亡くなった場合の市県民税は、相続人の方に納税義務が承継され、相続人の方が納めていただくことになります。

なお、翌年度の個人市県民税は課税されません。

### Q.4 事務所のある区からも個人市県民税の納税通知書が…?

私は、個人商店を営んでおり、住まいは博多区、店舗は中央区にあります。今年の3月に博多区役所で申告を行いました。

ところが、個人市県民税の納税通知書が博多区役所と中央区役所から送られてきました。なぜ、中央区役所から納税通知書が届いたのでしょうか?

## Q&A 質問にお答えします。

**A** 個人市県民税では、住所地で均等割が課税される方で、かつ、住所地以外の市町村に事務所または事業所等を有する方に対して、その事業所などの所在する市町村でも均等割が課税されます。

なお、福岡市は政令指定都市であるため、区の区域が1つの市の区域とみなされます。

そのため、あなたの場合は、住所地の博多区で均等割および所得割が、店舗(事業所)のある中央区で均等割のみが課税されることになります。

### Q.5 日本国外に居住する扶養親族の申告は…?

日本国外に居住する扶養親族がいるのですが、市県民税の申告はどのように行うのでしょうか?

**A** 日本国外に居住する親族にかかる扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除または障害者控除(控除対象配偶者を除く同一生計配偶者、16歳未満の扶養親族を含む)の適用または非課税限度額制度の適用を受ける場合は、下記の書類を申告書に添付または提出の際提示が必要となります。

#### <扶養控除に係る確認書類>

非居住者である親族の年齢等の区分	必要書類
16歳以上30歳未満または70歳以上	親族関係書類(※1)、送金関係書類(※2)
30歳以上 70歳未満	①留学により国内に住所および居所を有しなくなった者 親族関係書類(※1)、送金関係書類(※2) 留学ビザ等書類(※3)
	②障がい者 親族関係書類(※1)、送金関係書類(※2)
	③あなたからその年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者 親族関係書類(※1)、 38万円送金書類(※4)
	(上記①~③以外の者) (扶養控除の対象外)

#### <配偶者控除、配偶者特別控除または障害者控除に係る確認書類>

適用を受けようとする控除	必要書類
配偶者控除、配偶者特別控除	親族関係書類(※1)、送金関係書類(※2)
障害者控除	親族関係書類(※1)、送金関係書類(※2)

※1 親族関係書類とは、①②のいずれかの書類をいいます。

①戸籍の附票の写しと日本国外に居住する親族の旅券(パスポート)の写し

②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類で日本国外に居住する親族が居住者の親族であることを証するもの(親族の氏名、住所および生年月日の記載があるものに限ります。)

※2 送金関係書類とは、例えば金融機関への送金依頼書など日本国外に居住する親族の生活費または教育費に充てるための支払いを、必要な都度、行ったことを明らかにするものになります。

※3 留学ビザ等書類とは、外国政府または外国の地方公共団体が発行した査証(ビザ)に類する書類や在留カードに相当する書類の写しで、留学をもってその外国に在留することにより国内に住所を有しなくなったことを証するものをいいます。

※4 38万円送金書類とは、※2の送金関係書類のうち、申告者から日本国外に居住する親族各人へのその年における支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。

## Q&A 質問にお答えします。

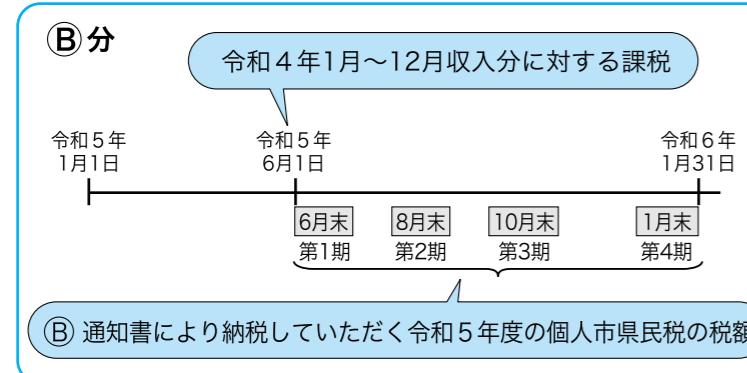
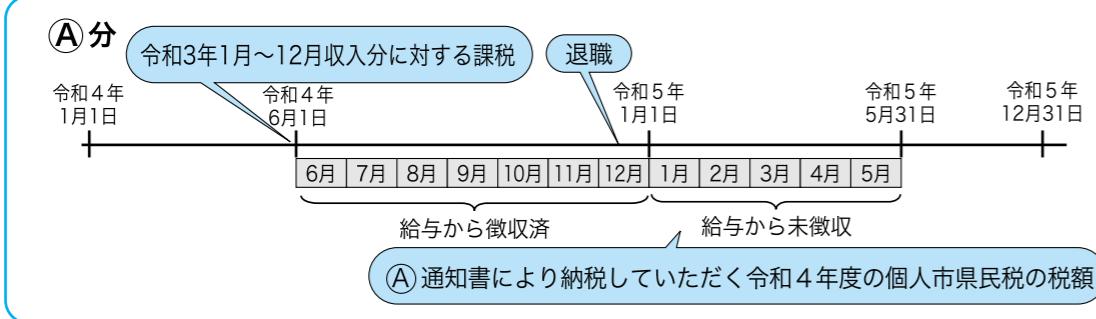
### Q.6 勤め先を退職した後に、個人市県民税の納税通知書が2通も…?

私は、令和4年12月に都合により会社を退職しました。その後、無職なのですが、今年の6月に区役所から個人市県民税の納税通知書が2通送られてきました。私は、勤めている時、各月の給与から個人市県民税が引き去られていきましたが、なぜ2通も納税通知書が送られてきたのでしょうか？

**A** 給与所得にかかる個人市県民税は、前年の給与所得に対して課税され、その年の6月から翌年の5月までの各月の給与から給与支払者が税金を引き去り納める特別徴収の方法と、区役所から送られてきた納税通知書により本人が税金を直接納める普通徴収の方法のいずれかにより納めることになっています。

2通の納税通知書について説明しますと、①(Ⓐ分)は、令和3年中の給与所得に対する個人市県民税です。これは、令和4年6月から令和5年5月までの年12回で給与から税金を引き去ることになっていたのですが、令和4年12月に退職されたことにより、令和5年1月から令和5年5月までに給与から引き去る予定であった税額を、個人で納めていただくためにお送りしたものです。

また、もう一通(Ⓑ分)については、令和4年中の給与所得に対する個人市県民税として普通徴収の方法により納めていただくためにお送りしたものです。



## Q&A 質問にお答えします。

### 個人市県民税の公的年金からの特別徴収について

#### Q.7 特別徴収の対象となる年金の種類は？

**A** 国民年金、厚生年金、共済年金の老齢基礎年金および退職年金等が対象となります。障害年金や遺族年金は対象になりません。

なお、複数の年金を受給されている場合には、特別徴収の対象となる年金は法令により定められるため、選択することはできません。

#### Q.8 65歳未満で公的年金を受給していますが、個人市県民税は公的年金からの特別徴収の対象者になりますか？

**A** 公的年金からの特別徴収制度においては、その対象者を65歳以上と限定しておりますので、65歳未満の方については、公的年金からの特別徴収はありませんので、納付方法に変更はありません。

なお、65歳になられた方については、翌年度の10月から特別徴収の対象となります。

#### Q.9 給与から個人市県民税を特別徴収されていますが、公的年金等に対する個人市県民税も給与からの特別徴収に含めることはできませんか？

**A** 65歳以上の方は、地方税法の規定により、公的年金等の所得に対する税額は、給与からの特別徴収に含めることができないことになっています。このため、公的年金等の所得に対する税額については、公的年金からの特別徴収または普通徴収の方法で納めていただくことになります。

なお、年度の中途で市外へ転出されるなどの理由により公的年金からの特別徴収が中止となった場合には、特別徴収ができなくなった税額を普通徴収の方法で納めていただくことになります。

#### Q.10 今まで個人市県民税を口座振替にしていましたが、65歳になれば年金から特別徴収されるのですか？

**A** 今まで、口座振替で納めていた方についても65歳になられた場合、公的年金からの特別徴収となります。健康保険料のように口座振替を選択することはできません。

## Q&amp;A

質問にお答えします。

## Q.11 株式等の配当および売却益の税金は…?

私は、前年中に株式等にかかる配当所得や譲渡所得がありました。個人市県民税の課税はどうなりますか?また、申告した場合には税金が還付されることがあるそうですが、どのようになるのでしょうか?

## A 株式等の配当所得について

上場株式等の配当(以下「特定配当等」といいます。)については、申告する必要はありません。

申告することもできますが、申告時に総合課税の適用を受けることを選択した場合には、配当控除等が適用されるほか、既に特別徴収されている税額が個人市県民税から控除・充当され、控除・充当しきれなかった税額がある場合は還付されます。また、申告時に分離課税の適用を受けることを選択した場合で、株式等に係る譲渡損失がある方は、配当所得と損益通算することができます。(ただし、配当控除の適用は受けられません。)

なお、特定配当等以外の配当所得については、申告が必要です。

区分	申告の選択	配当所得に対する税率	配当控除	株式等にかかる譲渡損失
上場株式等の配当等にかかる配当所得	申告しない場合	—	—	—
	申告した場合	総合課税を選択 個人市民税 8% 個人県民税 2%	適用あり	損益通算不可
		分離課税を選択 個人市民税 4% 個人県民税 1%	適用なし	損益通算可能

## Q&amp;A

質問にお答えします。

## A 株式等の譲渡所得について

証券会社等に開設された「源泉徴収あり」を選択している特定口座内で売買される上場株式等の譲渡所得(以下「上場株式等の譲渡所得」といいます。)については、申告する必要はありません。

申告することもできますが、その場合には、分離課税されるほか、既に特別徴収されている税額が個人市県民税から控除・充当され、控除・充当しきれなかった税額がある場合は還付されます。

なお、源泉徴収を選択されていない特定口座および一般口座内で売買された上場株式等の譲渡所得、ならびに一般株式等にかかる譲渡所得については、申告が必要です。

区分	口座	申告	譲渡所得に対する税率	
上場株式等の譲渡所得	一般口座	必要	個人市民税 4% 個人県民税 1%	
	特定口座 (簡易申告口座)	必要		
特定口座 (源泉徴収口座)	申告した場合	選択可能	個人市民税 4%	個人市民税 4%
			個人県民税 1%	個人県民税 1%
一般株式等の譲渡所得	申告しない場合	—		
	必要		個人市民税 4% 個人県民税 1%	

※特定配当等の所得や上場株式等の譲渡所得を申告される場合の注意点  
(扶養控除が否認される場合等もあります。)

○特定配当等の所得や上場株式等の譲渡所得を申告された場合には、申告されなかった場合に比べて税負担が少なくてすむ場合がありますが、申告された所得は「合計所得金額」に算入されます。「合計所得金額」は配偶者控除や扶養控除の認定または非課税などを判定する際の所得基準となりますので、申告されたことで扶養控除の対象からはずれる場合や国民健康保険の算定等に影響する場合があります。

○上場株式等に係る配当所得や譲渡所得は、確定申告書とは別に市県民税申告書をご提出いただくことにより、所得税と異なる課税方式を選択することができます。

なお、税制改正により令和6年度から上記の異なる課税方式を選択することはできなくなります。

詳しくはお住まいの区役所課税課にお問い合わせください。(P92をご覧ください。)